資料 1

2022年3月24日 食品衛生分科会

審議事項に関する資料

1	1	١	宋議車佰
١.	- 1	,	金融电缆

(1)食	口:	沃力	нп	拁	$\boldsymbol{\omega}$	盐	宁	笙	-	$\overline{}$	1	7	-
(I/Ro⊁i	пп	isus 1	١Ш٠	₹ 7 /1	U J	40	1⊢	Ŧ	_		١.	• (

・炭酸水素カリウム(指定の可否、新規の規格基準の設定)・・・・・・3

炭酸水素カリウム (Potassium Hydrogen Carbonate)

審議の対象	添加物としての指定の可否及び規格基準の設定
経緯	令和3年12月15日開催の添加物部会において審議され、
T主T手	指定等を行うもの。
化学式	KHCO ₃
用途	製造用剤(除酸剤)
	添加物「炭酸水素カリウム」は、ぶどう酒中で炭酸水素
	イオンとカリウムイオンとに解離する。炭酸水素イオン
	は、ぶどう酒中の酸を中和して二酸化炭素となり大部分
	が揮散するとされている。また、カリウムイオンは、ぶど
概要	う酒中の酒石酸と反応して酒石酸水素カリウムとなり沈
	降するとされている。沈降した酒石酸水素カリウムは滓
	下げ、ろ過により除かれる。これにより、過剰な酒石酸を
	含むぶどう酒から酒石酸を除く効果があるとされてい
	る。
	欧州連合(EU)では、ワインへの加工助剤としての使用
	のほか、粉ミルクや栄養補助食品への使用が認められて
	いる 。ワインへの使用の上限量は定められていない。
諸外国での状況	米国では一般に安全と認められる物質 (GRAS:Generally
HATTEL CONTINUE	Recognized As Safe) とされており、ワインを含む広範
	な食品への使用が認められている。
	オーストラリアでは加工助剤としてワインへの使用が
	認められている。
	炭酸水素カリウムが添加物として適切に使用される場
食品安全委員会における	合、安全性に懸念がないと考えられ、許容一日摂取量を特
食品健康影響評価結果	定する必要はない。
	(令和3年10月5日評価結果通知)
摂取量の推計	ぶどう酒に対して、酒石酸として最大 3.5 g/L¹の除酸

_

 $^{^1}$ 山梨県ワイン製造マニュアルによると、除酸が過剰になると酒質が損なわれるため、ぶどう酒の除酸の最大量は酒石酸として 3.5 g/L とされている。

	を行う場合に必要な炭酸水素カリウムの最大添加量は			
	3.18 g/L であり、これが全て残存したと仮定した場合の			
	-日摂取量は2.7 mg/kg 体重/日と推計された。ただし、			
	炭酸水素カリウムはぶどう酒中で二酸化炭素とカリウム			
	イオンを生成し、それぞれ揮散又は沈殿形成により除去			
	されることから、実際の摂取量は上述の推定一日摂取量			
	よりも少ないとされた。			
使用基準案・成分規格案・				
答申案	別紙のとおり。			
意見聴取の状況	今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定。			

(別 紙)

答申 (案)

- 1. 炭酸水素カリウムについては、添加物として人の健康を損なうおそれはないことから、指定することは、差し支えない。
- 2. 炭酸水素カリウムの添加物としての規格基準については、以下のとおり設定することが適当である。

使用基準 (案)

炭酸水素カリウム

炭酸水素カリウムは、ぶどう酒の製造に用いるぶどう果汁及びぶどう酒以外の食品 に使用してはならない。

成分規格 (案)

炭酸水素カリウム

Potassium Hydrogen Carbonate

Potassium Bicarbonate

Potassium Acid Carbonate

重炭酸カリウム

酸性炭酸カリウム

KHCO₃ 分子量 100.12

Potassium hydrogen carbonate [298—14—6]

含 量 本品を乾燥したものは、炭酸水素カリウム(KHCO3)99.0%以上を含む。

性 状 本品は、無色の結晶又は白色の粉末若しくは顆粒である。

確認試験 本品は、カリウム塩の反応及び炭酸水素塩の反応を呈する。

純度試験 (1) 溶状 ほとんど澄明 (1.0g、水 10mL)

- (2) 鉛 Pbとして2μg/g以下(2.0g、第5法、比較液 鉛標準液4.0mL、フレーム方式)
 本品に塩酸(1→4)20mLを加え、時計皿等で覆い、穏やかに5分間沸騰させる。冷
 後、試料液とする。なお、試料が溶けない場合には、蒸発乾固した後、残留物に塩酸(1→4)20mLを加え、穏やかに5分間沸騰させる。冷後、試料液とする。
- (3) ヒ素 As として 3 μg/g 以下 (0.50 g、標準色 ヒ素標準液 3.0 mL、装置 B) 本品に水 3 mL 及び塩酸 2 mL を加えて溶かし、検液とする。

乾燥減量 0.25%以下(4時間)

定量法 本品を乾燥し、その約2gを精密に量り、水25mLを加えて溶かし、0.5mo1/L硫酸で滴定する(指示薬 ブロモフェノールブルー試液3滴)。ただし、終点付近で一度煮沸して

二酸化炭素を追い出した後、冷却して滴定を続ける。終点は、液の青紫色が帯青緑色に変わるときとする。

0.5mol/L硫酸1mL=100.1mg KHCO3